

安全保障理事会決議 1868 (2009)

2009年3月23日、安全保障理事会第6098回会合にて採択

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の安保理決議、とりわけ決議 1662 (2006) により設立された国際連合アフガニスタン支援ミッション (UNAMA) の職務権限を 2009年3月23日まで延長した安保理決議 1806 (2008)、およびアフガニスタン・コンパクトを承認した安保理決議 1659 (2006) を想起し、また 2008年11月21日から28日の安全保障理事会アフガニスタン使節団の報告書 (S/2008/782) も想起し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全および国家の統一に対する強い支持を再確認し、

アフガニスタン情勢に対処する包括的な取組の重要性を強調し、またアフガニスタンの安定を確実にするための純粋な軍事的解決法はないことを認識し、

国を再建し、持続可能な平和および立憲民主の基礎を強化し並びに国際社会における正当な地位を確保するアフガニスタン政府および国民への継続する支援を再確認し、

この文脈において、アフガニスタン人民、アフガニスタン・コンパクト、アフガニスタン国家開発戦略 (ANDS)、国家薬物統制戦略の主体的取組のもとでの、履行のための支援を再確認し、あらゆる関係者による持続的且つ調整された取組が、それらの履行に向けてなされる進展を確実にするためにおよび継続する課題を乗り越えるために求められていることに留意し、

アフガニスタン・コンパクトは、アフガニスタン政府と国際社会とのパートナーシップに基づいており、また、自らの開発と安全に対する責任を漸進的に引き受けるアフガニスタンの政党の要望に基づいており、また、国際連合のための中心的且つ公平な調整的役割があることを想起し、

アフガニスタンにおける平和および安全を促進するに当たり、国際連合が、アフガニスタン政府と共に、アフガニスタン・コンパクトの履行における取組の調整と監視を含む、国際社会の努力を主導することにより、引き続き果たす中心的且つ公平な役割を強調し、事務総長、アフガニスタン事務総長特別代表、UNAMA の男女職員の現行の努力に対し安保理の謝意と強い支援を表明し、

アフガニスタンの安定と開発を支援する国際社会の継続的公約を歓迎し、また、これに関連して、2009年3月27日にモスクワで開催される上海協力機構が後援するアフガニスタン特別会議、2009年3月31日にハーグで開催されるアフガニスタン国際会議および 2009年6月26日から27日にトリエステで開催される G8 閣僚会議拡大会期を含む国際的な提言をも歓迎し、

選挙期間を通しての安定と安全を守る秩序ある、公開、公正且つ民主的過程を保証するための現行の

取組を歓迎し、アフガニスタン独立選挙委員会 (IEC) が成功裏に立ち向かっている課題を強調し、また、2009 年 8 月に大統領および地方議会選挙を実施するという IEC の発表を歓迎し、

アフガニスタンにおける課題の相互連関的な性質を再度認識し、治安、統治および開発並びに麻薬対策の分野横断的な問題についての持続的な進展が相互に強化し合うことを再確認し、また、包括的な取組を通じてこれらの課題に対処するためのアフガニスタン政府および国際社会の継続的な努力を歓迎し、

アフガニスタンにおける課題に向けた包括的な取組の重要性を強調し、この文脈において、UNAMA の目的と国際治安支援部隊 (ISAF) の目的との間の相乗効果に留意し、また、それぞれに指定された責任を適切に考慮し、強化された協力、協調および相互支援を行っていく必要性を強調し、

人道支援の範囲、質および量を向上させることを通じた人道状況に対処する緊急の必要性を強調し、および事務総長特別代表の権限の下にある国際連合機関、基金および計画間並びに国際連合とその他の援助供与者間の調整を向上することを通じた、また最も必要とされる地域における国際連合人道支援関与の拡大と強化を通じた、人道支援物資の、効果的、効率的且つ時宜を得た調整と提供を確保し、

人道援助活動者への増加している攻撃を非難し、また、国際連合職員および関連要員を含む全ての人道援助活動者の安全且つ妨害されないアクセスを確保し、適用可能な国際人道法を全面的に遵守することが全ての当事者にとって必要であることを強調し、

アフガニスタンにおける治安状況、とりわけ、子どもを含む地域住民、国家治安部隊並びに国際的な軍事要員および文民要員に対する脅威となるタリバーン、アル・カーイダ、非合法武装集団、犯罪者および麻薬取引に従事する者による暴力行為およびテロ行為の拡大、並びにテロリズムの活動と不法薬物との間で強まっている結び付きについての懸念をくり返し表明し、

法の支配を保証し、アフガニスタン国民に安全と基本的役務を提供し、また、彼らの人権および基本的自由の改善並びに保護を確保するためのアフガニスタン政府の能力に対してタリバーン、アル・カーイダその他の過激派集団による暴力およびテロ活動がもたらす著しく有害な結果に対する安保理の重大な懸念を同様に表明し、

タリバーン、アル・カーイダその他の過激派集団により引き起こされる増加する脅威およびそのような脅威に対処する取組に関する課題を認識し、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理決議 1674 (2006) および 1738 (2006) を想起し、アフガニスタンにおける情勢に関する事務総長の最近の報告書において述べられたように由々しい数の文民犠牲者に安保理の懸念を表明し、文民の保護を確実にする為に講じられるべきあらゆる実行可能な措置に対する安保理の求めをくり返し表明し、適用可能な国際人道法および人権法の遵守を呼びかけ、

対人地雷、戦争の残余物および簡易爆発装置が文民に与えかねない深刻な脅威にまた懸念を表明し、

国際法により禁止されている武器および装置の使用を自制する必要性を強調し、

今のところはアフガニスタンにおける無水酢酸の合法的利用はなく、アフガニスタン政府からの要請なしにはアフガニスタンに対するこの物質の輸出の許可を生産国および輸出国は自制すべしというアフガニスタン政府が国際麻薬統制委員会 (INCB) に対し表明した宣言を歓迎し、また、決議 1817 (2008) に従い、全ての加盟国に対し、特に、1988 年の麻薬及び向精神薬の不正取引防止に関する国際連合条約第 12 条の条項を完全に遵守することで、INCB との協力を増大することを奨励し、

善隣関係に関する 2002 年 12 月 22 日のカブール宣言 (カブール宣言) (S/2002/1416) の重要性を想起し、イスラマバードで開催される第三回アフガニスタン地域経済協力会議に期待し、アフガニスタンにおける治安、統治および開発を促進するための効果的な手段として地域協力を進めることの決定的な重要性を強調し、

アフガニスタン・パキスタン平和会議過程に対する安保理の支援を表明し、

武力紛争下の文民の保護に関する決議 1265 (1999)、1296 (2000)、1674 (2006) および 1738 (2006)、女性、平和および安全に関する決議 1325 (2000) および 1820 (2008) 並びに子どもと武力紛争に関する決議 1612 (2005) を想起し、アフガニスタンにおける子どもと武力紛争に関する事務総長報告書 (S/2008/695) に留意し、

1. 2009 年 3 月 10 日の事務総長報告書 (S/2009/135) を歓迎する。
2. アフガニスタン政府および国民とともに活動する国際連合の長期にわたる責務に感謝の念を表明し、UNAMA および事務総長特別代表の活動に対する安保理の全面的支援をくり返し表明する。
3. 決議 1662 (2006)、1746 (2007) および 1806 (2008) が定める UNAMA の職務権限を、2010 年 3 月 23 日まで延長することを決定する。
4. UNAMA と事務総長特別代表が、彼らの職務権限と強化されたアフガニスタンの主体的取組と指導力の原則により導かれる範囲内で、安保理決議 1806 (2008) の第 4 項に示された優先事項に従って行う国際的な民間の取組を主導し続けることを、さらに決定する。すなわち、
 - (a) アフガニスタン共同調整モニタリングボード (JCMB) の共同議長として、資源の利用、国際的な援助国や組織から提供された援助の調整並びにとりわけ麻薬対策、復興開発活動のための国際連合諸機関、基金および計画の貢献の指導を含むアフガニスタン政府に対する国際社会のより一貫した支援およびアフガニスタン・コンパクトに列挙された援助効果性の原則の遵守を促進する。
 - (b) 地方の復興チームと非政府組織との連携を含む、既存の職務権限に従って、軍民調整を改善し、情報の時宜を得た交換を助長し、アフガニスタン主導の開発と安定化プロセスを支援する国軍と国際治安部隊と民間活動家との間の一貫性のある協力を確保するためあらゆるレベルおよび全土における ISAF との協力を強化する。
 - (c) 全土を通して強化され且つ拡大された現地関与を通して、政治的到達目標を提供し、コンパクト、

ANDS および国家薬物統制戦略の履行を地方レベルで促進し、政府の政策の包含と理解を促進すること。

- (d) アフガニスタン政府による要請があれば、アフガニスタン憲法の枠組内で、また、安全保障理事会決議 1267 (1999) およびその他の関連する安保理決議により導入された措置の実施を十分に尊重して、アフガニスタン主導の和解計画の実施を支援する仲介を提供する。
- (e) 地方および国家レベルでの、統治および法の支配を改善し腐敗と闘うため、また平和の恩恵をもたらす時を得た且つ持続可能な方法で役務を提供するという観点から地方レベルにおける開発の発議を促進する、取組を支援し強化する。
- (f) 人道原則に従って、且つ国内避難民を支援し保護する国および地方当局に対し効果的な支援を提供することを含む、アフガニスタン政府の能力の構築および難民と国内避難民の自発的、安全な威厳ある持続可能な帰還を導く条件を創出する目的で、人道的援助の提供を促進するための中心的な調整役割を果たす。
- (g) 国際連合人権高等弁務官事務所の支援の下で、アフガニスタン独立人権委員会 (AIHRC) と協力し、また、関連する国際的および地域的民間団体とも協力して、文民の状況を監視し、文民の保護を確実にするための取組を調整し、アフガニスタン憲法とアフガニスタンが当事国である国際条約、とりわけ女性およびその人権の全面的享受に関する条約の、基本的自由および人権条項の完全な履行を支援することを継続する。
- (h) アフガニスタン当局の要請に基づき、とりわけ IEC を通じて、技術支援を提供し、支援を提供する他の国際的援助供与者、機関、機構と調整し、同過程を支援するための現在および追加的基金を向けることにより、来るべき決定的な大統領選挙の為の準備を支援する。
- (i) アフガニスタンの安定と繁栄に向けた活動のための地域協力を支援する。

5. 全てのアフガニスタンおよび国際的な当事者に対し、その職務権限の履行および全土にわたる国際連合および関連要員の安全と移動の自由を促進するための取組において、UNAMA と調整することを求める。

6. 州における UNAMA およびその他の国際連合機関、基金および計画の関与を強化し拡大することの重要性を強調し、事務総長に対し、そのような強化および拡大に関連する治安上の問題に対処するために必要な措置を講じるための彼の現在の努力を続けることを奨励し、また、アフガニスタンにおける国際連合機関、基金および計画の全ての活動を調整する事務総長特別代表の権限を強調する。

7. アフガニスタンの民主的発展に対する来るべき大統領および地方議会選挙の重要性を強調し、選挙の信頼性、安全を確保するためになされるべき全ての取組を求め、アフガニスタン政府の要請に応じて選挙過程を支援する UNAMA の主要な役割を認識し、国際社会の構成員に対しこれらの目的のために必要な支援を提供することを求める。

8. アフガニスタン政府、国際社会および国際機構に対し、アフガニスタン・コンパクトおよびその添付文書を完全に履行することを求め、この文脈から、安全、統治、法の支配および人権並びに経済的社会的発展、また麻薬対策の分野横断的課題に関する進展のためにアフガニスタン・コンパクトの達成条件と予定表に適合させることの重要性を強調する。

9. JCMB が、当該コンパクトの履行の調整、促進および監視において果たす中心的役割を再確認し、これに関連して、あらゆる関係者に対し、JCMB と協力することを求める。
10. 国際的な援助供与者と組織およびアフガニスタン政府に対し、2008年6月12日にパリで開催されたアフガニスタン支援国国際会議でなされた公約を守ることを求め、透明性を確保し、不正と戦うことを含む支援調整と効率性を向上する更なる取組の重要性をくり返し表明する。
11. アフガニスタン政府に対して、ISAF および不朽の自由作戦連合を含む、国際社会の支援を得て、それぞれが発展させるものとして指定された責任に従って、タリバーン、アル・カーイダ、違法武装集団、犯罪者および麻薬取引に関与した者により与えられるアフガニスタンの安全と安定に対する脅威に対処し続けることを要請する。
12. 文民、アフガニスタン部隊および国際部隊を標的とする簡易爆発装置攻撃、自爆攻撃および拉致を含む全ての攻撃、並びにアフガニスタンにおける安定、復興および開発の努力への有害な影響を最も強い表現で非難し、またタリバーンその他の過激派集団が文民を人間の盾として利用していることを更に非難する。
13. アフガニスタン地雷除去計画の遂行における現在までの達成度を歓迎し、国際連合および全ての関係者の支援を得たアフガニスタン政府に対し、同国における生活および平和と安全に与えられる脅威を減らすために、対人地雷、対戦車地雷および戦争の残余爆発物の除去に向けた取組を継続することを奨励する。
14. 文民の犠牲の危険性を最小化するため ISAF およびその他の国際部隊により行われている努力を認識し、この観点から、特に戦術および手続の継続的な見直し、並びに、文民の犠牲者が発生した場合およびアフガニスタン政府が共同調査を行うことを適当と判断する場合にアフガニスタン政府との協力で実施される事後の見直しおよび調査により、追加的な強固な努力を行うことを求める。
15. 関連機関に、適切な場合には、アフガニスタンにおける全ての刑務所および拘置場所へのアクセスを確保することの重要性を強調し、人道法および人権法を含む関連国際法の全面的な尊重を求める。
16. アフガニスタンにおけるタリバーン勢力による子どもの徴兵および使用並びに紛争の結果として子どもが死亡または四肢を奪われることに強い懸念を表明し、適用可能な国際法に違反した子どもの徴兵とその利用および武力紛争の状況における子どもに対して行われるあらゆるその他の暴力や虐待、とりわけ学校に対する攻撃に安保理の強い非難をくり返し表明し、これらに責任を有する者が訴追されるべきことを求め、この文脈において、安全保障理事会決議 1612 (2005) の履行の重要性を強調し、また事務総長に対し、とりわけ児童保護アドバイザーの任命を通して、UNAMA の児童保護部門の強化を要請する。
17. 治安を確保し、アフガニスタンの全地域にわたって法の支配を確保する、自立的且つ民族的均衡の

とれたアフガニスタン治安部隊を目指すとの目標に向けた前進を加速させるため、訓練し、指導しおよび能力を強化するための努力を通して、包括的な枠組の中で、アフガニスタン治安部門の機能性、専門性および説明責任を増大させることの重要性をくり返し表明する。

18. この文脈からアフガニスタン国軍の展開および立案並びに作戦実施能力の改善における継続的進歩を歓迎し、作戦監視連絡チームを通じた、持続した訓練の取組および防衛改革イニシアティブにおける支援同様、持続的な防衛計画過程の策定における忠告を奨励する。
19. アフガニスタン国家警察の能力を強化するアフガニスタン当局の最近の真摯な取組に謝意をもって留意し、重点地域開発を通じてを含む、目標に向けた更なる取組を求め、また、この文脈において、欧州連合警察ミッション（EUPOL アフガニスタン）を通じた欧州連合の貢献を含む、財政的支援および訓練者と指導者の提供を通じた国際的支援の重要性を強調する。
20. アフガニスタン政府による、違法武装集団の解散プログラムの実施における進展を歓迎し、国際社会からの支援を得て、更なる進展のため、一層の取組を求める。
21. 阿片生産に対処する最近の進展に留意し、阿片の栽培、生産および取引が、アフガニスタン、地域並びに国際の安全、発展および統治に対する原因となり続けているという深刻な害悪に懸念を持ち続け、アフガニスタン政府に対し、国際社会の支援を得て、代替的生活プログラムを通してを含む、国家麻薬統制戦略の実施を加速することおよび国家プログラムのあらゆる所で麻薬対策を主流とすることを求め、同戦略において特定された四つの優先事項に対する追加的な国際支援を奨励する。
22. 各国に対し、パリ条約イニシアティブの枠組の範囲内で、2006年6月26日から28日までモスクワで開催された国際連合薬物犯罪事務所と協力してロシア連邦政府が準備したアフガニスタンからの薬物取引ルートに関する第二回閣僚会議の成果を考慮し、薬物統制における国境管理協力と薬物および前駆物質の違法取引並びにそのような取引に関係した資金洗浄に対する戦いを含む、アフガニスタンを起源とする薬物の違法生産および取引が国際社会に与える脅威に対抗するための国際的および地域的な協力を強化することを求め、また、これとの関連で、安保理決議 1817（2008）の全面的な履行を求める。
23. 国家司法制度計画の実施を歓迎し、また、公正且つ透明な司法制度の確立を加速し、不処罰を根絶しおよび全土における法の支配を確約することに貢献する観点から、関連アフガニスタン機関および他の関係者によるその全面的、持続的、時宜を得た且つ調整のとれた履行の重要性をくり返し表明する。
24. この文脈において、アフガニスタンにおける法の支配および人権の尊重を改善するための、アフガニスタンの刑務所部門の再建および改革の更なる進展の重要性を強調する。
25. 治安、良い統治、麻薬対策の取組および経済発展に関して拡大している不正の影響に強い懸念をもって留意し、アフガニスタン政府に対し、国際社会の支援を得て、不正に対する戦いを強力に主導し、

より効果的で説明責任があり且つ透明な行政を確立するための取組を高めることを促す。

26. 行政および司法府を含む全てのアフガニスタン機関に対し、協力の精神で活動することを奨励し、アフガニスタン政府に対し、国家および準国家の双方のレベルにおいて良い統治、完全な代表権また説明責任を確実にするために継続している立法および行政改革を続けることを求め、この分野における技術的支援を提供する更なる国際的取組の必要性を強調する。
27. 国際社会に対し、分野横断的な優先される事柄への能力構築および人的資源開発で、アフガニスタン政府を支援することを奨励する。
28. アフガニスタン全土に及ぶ人権および基本的自由並びに国際人道法の全面的尊重を求め、報道の自由に対する制限が増加していることに懸念をもって留意し、AIHRC に対し、アフガニスタンにおける人権の尊重を監視し、並びにこれらの権利を育成且つ保護しまた社会的多元性の市民社会の出現を促進する、その勇敢な取組を賞賛し、全ての関係者による AIHRC との全面的協力の重要性を強調する。
29. 近年のアフガニスタンにおけるジェンダー間平等に関して達成された重要な進展を認識し、女性や少女に対する差別および暴力の行為、とりわけ少女が学校に通うことを邪魔することを目的とした暴力、が継続していることを強く非難し、安全保障理事会決議 1325 (2000) および 1820 (2008) の履行の重要性を強調し、事務総長に対し、アフガニスタンの政治的、経済的および社会的な生活への女性の統合の過程に関する関連情報を安全保障理事会に対する報告書に含めることを継続するよう要請する。
30. 暴力を放棄し、テロリズムを公然と非難し、アフガニスタン憲法を受け入れる用意のある政府に反対する者との対話を促進するアフガニスタン政府の取組を歓迎し、また、1999年10月15日の安保理決議 1267 (1999) および安全保障理事会のその他の関連諸決議において安全保障理事会により導入された措置の履行を害することなく、アフガニスタン・コンパクトに従った、平和、正義および和解に関する行動計画の全面的な履行を確実にする強めた努力を求める。
31. 麻薬およびその前駆物質の違法栽培、生産および取引から生じる収益を用いてアル・カーイダおよびタリバーンの行為または活動に資金提供若しくは支援することに参加している個人または団体を特定することにより、決議 1822 (2008) の履行について決議 1267 (1999) に従って設立された安全保障理事会委員会とアフガニスタン政府および UNAMA との協力を歓迎し、そのような協力の継続を奨励する。
32. 相互の信頼醸成と協力および 2008年12月にイスタンブールで開催された第二回アフガニスタン・パキスタン・トルコ三か国サミットおよび 2008年12月にフランスのラ・セレ・サン＝クラウドで開催された閣僚会議を含む、関係国および地域的機関により手がけられた最近の協力関係に対するアフガニスタン政府およびその隣国並びに地域的パートナーによる現行の取組を歓迎し、また、タリバーン、アル・カーイダその他の過激派集団に対するアフガニスタンとパートナーとの間の協力の増進、

アフガニスタンにおける平和と繁栄の促進並びに地力的な力関係および世界経済へのアフガニスタンの全面的な統合を達成するための方法としての経済開発部門における協力を促進することの重要性を強調する。

33. アジアにおける陸橋としてのアフガニスタンの歴史的役割に留意しつつ、地域取引の促進、外国投資の増大および社会資本の開発を含む地力的経済協力の過程を強化することを求める。
34. 同国および地域の安定のために残余のアフガニスタン難民の自発的、安全な、秩序ある帰還および持続可能な再統合の重要性を認識し、この観点から国際的支援の継続および向上を求める。
35. 国内避難民の自発的、安全な、秩序ある帰還および持続可能な再統合の重要性をまた確認する。
36. 事務総長に対して、アフガニスタンにおける発展状況に関して3か月毎に安保理に報告すること、および彼の次の報告書に含めるため、UNAMAの職務権限の履行およびこの決議の第4項に規定した優先事項の履行に関する進展を測定するための達成条件を開発することを要請し、全ての関係者に対し、この過程においてUNAMAと協力することを求める。
37. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。